

業 務 仕 様 書

1 件名

令和7年度えひめの食ブランディング事業委託業務

2 委託者

えひめ愛フード推進機構

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月17日まで

4 事業目的

県産食材のブランド価値を高め、本県の「食」のイメージを向上させるためには、記憶に残る食体験の創出により、地域と食を強く印象付ける必要がある。そのため、県外からの観光客をメインターゲットとして、本県ならではの食材の鮮度や豊富さを堪能できる独創的で話題性の高いイベントを飲食店や関係団体等と連携して開催するとともに、直行便の増便により増加している韓国・台湾を中心としたインバウンドの受入態勢の強化を図り、飲食店の利用促進につなげるほか、パブリシティやデジタル広告の配信、旅行商品の造成など、様々な角度からのプロモーション活動を展開することで、「えひめ=食」のブランディングを推進する。

(参考)

キャッチコピー：foodiscovery

[フード・ディスカバリー]

※食の探求、食の発見を意図する造語

(ロゴマーク)



5 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基にえひめ愛フード推進機構（以下、「機構」という）と協議の上、決定するものとし、6の「事業計画書」において定めるものとする。

(1) 「えひめの食」体験イベントの実施

①えひめ愛ある食の市の開催

松山市中心部（大街道商店街等）において、かんきつや愛育フィッシュ等の県産食材が産地ならではの鮮度で味わえ、県外観光客等が本県の食に直接触れられる「市場」をテーマにしたイベントを実施すること。

<事業概要>

【実施時期】 令和8年1月31日（土）

2月7日（土）、14日（土）、21日（土）

【実施場所】 松山市内中心部（大街道商店街等）

【実施内容】

ア 市場体験イベントの実施及びグルメ/産直・物販ブースの設置

- ・活魚の水槽やかんきつ等の販売台が並ぶ「市場」体験を提供し、競り体験イベントなど、市場らしさを体験できるイベントを開催すること。
- ・本県の食の魅力が伝わるグルメ/産直・物販ブースを設置すること。

イ スペシャルメニューの提供

- ・上記アの競り体験イベントや市場で購入した食材を周辺の飲食店に持参（配達）し、調理して味わえる仕掛け（スペシャルメニュー）を実施すること。
- ・機構及び飲食関係団体と協議の上、当イベントに参加する飲食店の選定及び店舗担当者との連絡調整を行うとともに、店舗や提供するスペシャルメニュー等の情報を集約し、イベントの周知に活用すること。

ウ 鯛めしの魅力発信企画の実施

- ・本県の代表的な食文化の一つである「鯛めし」の魅力を発信できるPRブースを設置すること。
- ・東予・中予・南予それぞれの特色ある鯛めしを複数提供するとともに、本県の食文化として鯛めしが発展した背景など、ストーリー性を体感できるものとする。

エ 「市場」での調理パフォーマンスの実施

- ・機構及び飲食関係団体との連携の下、和・洋・中のシェフによる調理パフォーマンスを実施し、「愛」あるブランド製品を使った料理の試食を提供することで、イベントへの集客を図るとともに、本県の食材や食文化の魅力を来場者に訴求すること。（食材提供はメニュー開発用サンプルに限る）
- ・メニューは、集客につながるパフォーマンスが期待される調理過程を伴うものとし、本県の食材の魅力が引き立つものとする。

オ 食に関わる新たな体験型コンテンツの提供及び開催エリアの拡充

- ・上記ア～エの取組みに加え、本県の食の魅力を訴求する新たな体験型コンテンツを開催エリアにおいて提供するとともに、令和6年度の開催エリアを拡充して開催すること。

カ 民間団体主催の連携イベントの誘致

- ・地域自らが本県の「食」の魅力を全国に発信していく機運を醸成するため、民間団体等が主催する連携グルメイベント（4件程度）を誘致し、実施に向けた支援のほか、連携したイベントのPR等を行うこと（イベントの開催日は「えひめ愛ある食の市」の開催日を含む）。

②飲食店フェア「えひめ愛あるメニューフェア」の実施

豊富な県産食材を使用したメニューがイベント期間中に味わえる飲食店フェアを開催すること。

<事業概要>

【実施時期】 令和8年2月（1か月間）

【実施場所】 県内全域の飲食店

【実施店舗】 中予エリア 300店舗、東予エリア・南予エリア 各50店舗

【実施内容】

ア フェアメニューの選定

・機構及び飲食関係団体との協議や飲食店への聞き取り等により、フェアで提供する愛媛らしいメニューを選定すること。

イ フェア参加店舗情報の集約

・上記アで選定したメニューを提供する飲食店の情報を集約し、イベント全体の周知に活用すること。

③イベント開催に向けた準備、イベントの運営

以下の項目によりイベント開催に向けた準備のほか、期間中のイベント運営及び飲食店等のサポートを行うこと。

ア 特設ホームページの更新

飲食店、メニュー、県産食材等の紹介ページのほか、それらの項目ごとに検索が可能な機能を盛り込むこと。

イ 統一デザインによるPR

イベント名称及びキャッチフレーズ、ロゴマークを盛り込んだのぼりや店頭POP等を作成し、イベントのPRを行うこと。

ウ イベント啓発資材の作成

ポスター、チラシ、パンフレット等の啓発資材を作成し、電子データ及び紙媒体で制作すること。

エ インバウンド対応

イベントの開催にあたり、外国語での案内板の設置や通訳可能なスタッフの配置など、本県との直行便がある韓国や台湾を中心とした海外からの旅行者が参加できる工夫を行うこと。

オ 結果のとりまとめ

期間中のメニュー提供件数、売上、来場者数（推計）等について、開始から10日後と期間終了後の計2回取りまとめ、その結果について速やかに機構へ報告すること。

(2) インバウンドの受入態勢強化

直行便の増便等により増加している韓国・台湾を中心としたインバウンドに対する県内飲食店等の受入態勢の強化に向けた取組みを実施すること。

①県産食材の需要拡大に向けたインバウンドの受入環境整備支援

(1) ②への参加を要件として、県内飲食店等が実施するインバウンドの受入環境の整備を支援すること。

<事業概要>

【実施内容】

- ア 多言語や海外文化に対応したメニュー・POP作成
相談受付担当及び言語・デザイン担当等で構成される支援窓口を設置し、飲食店からの相談内容に応じた支援を実施すること。
- ・支援窓口：松山市内、週1回予約制
 - ・相談方法：対面、web、電話
 - ・支援内容：既存メニューの翻訳（韓国語、中国語（繁体字）、英語）
食材や調理法も含めた詳細な説明書きの作成
外国人向けPOPデザインの提案 等
- イ 愛媛インバウンド対応飲食店サポート隊（仮称）による支援
県内大学・専門学校の留学生等の協力を得て、県内飲食店等のインバウンド受入環境の確認と改善点の提案等を実施すること。
- 〔愛媛インバウンド対応飲食店サポート隊（仮称）の創設〕
- ・メンバー 10名程度
 - ※県内大学・専門学校、国際交流協会等と連携すること
- 〔飲食店のインバウンド受入環境の確認・改善点の提案〕
- ・サポート隊が希望のあった飲食店を訪問し、メニュー内容を始め、料理の味付けや量、接客やサービス内容等をチェック
 - ・インバウンド適合チェックシート（韓国・台湾別のチェック項目、自由記載欄など）を作成し、飲食店に提供

【実施時期】

- ア 令和7年6～8月（支援窓口開設準備）
令和7年9月～令和8年1月（メニュー・POP作成支援）
- イ 令和7年6～8月（サポート隊募集）
令和7年9月～令和8年1月（サポート隊による飲食店訪問）
- ②特設ホームページのコンテンツ充実・利用促進
特設ホームページのコンテンツを充実させるとともに、利用促進に向けたPRを実施すること。

<事業概要>

【実施内容】

- ア コンテンツの充実
①で支援を受けた飲食店等を掲載した多言語グルメマップを作成し、特設ページを開設すること（対応言語：韓国語、中国語（繁体）、英語）
- イ 利用促進に向けた取組み
二次元バーコードを活用し、特設ホームページの利用を促進すること。
- ・二次元バーコード付きカードを作成し、空港やホテル等で直行便の利用者に配布
 - ・思わず読み取りたくなる巨大二次元バーコードを作成し、インバウンド客が集まる空港や観光地等に設置

【実施時期】

ア 令和7年11月（特設ページの開設）

イ 令和7年12月～令和8年2月（カード配布、巨大二次元バーコード設置）

③多様な食文化・食習慣への対応力向上セミナー・交流会の開催

インバウンド需要の獲得に意欲のある県内飲食店の関係者を対象に、韓国や台湾など本県への観光客が多い国や地域の食文化・食習慣を学ぶセミナーを開催するほか、飲食店関係者が意見交換・情報共有できる交流会を開催し、①の制度内容の周知を図ること。（時期：令和7年8月（1回）、会場：松山市内）

(3) 誘客プロモーション

「えひめ＝食」のブランディングを図り、本県の食のイメージアップにつなげるため、(1)のイベントの周知を中心に、愛媛の食文化やその他の食のイベントを絡めたプロモーションを各種媒体で実施すること。

①パブリシティを活用したPR

大都市圏のメディア（テレビ、新聞、情報誌等）に対して、イベント情報を取り上げてもらうよう働き掛けを行うこと。

<事業概要>

【実施内容】

ア メディアリリースの作成及びメディアへの資料提供・情報提供

イ 情報系テレビ番組へのプロモート

【実施時期】 令和8年1月中旬（イベント開催前）

1月末（キックオフ）

2月上旬（イベント期間中）

②本県の食に興味のある層へのデジタルを活用したPR

「愛媛」「食」に興味のある層へデジタルを活用した情報発信を行うこと。

<事業概要>

【実施内容】

ア 本県の食のファンへの情報発信

本県の食のファンに優位性のあるメディア等と連携し、イベントへの誘客を図るとともに、本県の優良顧客とするための継続的なSNS配信等の企画を行うこと。

イ 食に関心の高い大都市圏在住者への情報発信

新たな顧客の獲得に向け、WebやSNSの検索ワードをもとに、誘客促進につながるデジタル広告等を配信すること。

【実施時期】

ア 令和7年8月～令和8年3月（配信期間8か月）

イ 令和7年12月～令和8年2月（配信期間3か月）

③県外からの誘客促進に向けたPR

大都市圏を中心にイベントの魅力を発信し、イベント期間中における本県への誘客を促進するプロモーション活動を実施すること。

<事業概要>

【実施内容】

- ア 大手旅行サイト（OTA）上での誘客プロモーション
旅行会社や関係団体等と連携し、イベント参加を含めた着地型の旅行商品を造成するとともに、同商品の周知を図ること。
- イ 航空会社が持つメディアを活用した広報活動
大都市圏からの誘客を促進するため、大手航空会社と連携したPRを実施すること。

【実施時期】

- ア 令和7年11月～令和8年2月（4か月間）
- イ 令和7年11月～令和8年1月（3か月間）

（4）えひめの食ブランディング連絡会の運営サポート

機構が主体となり、効果的なイベント開催方法等を検討するために飲食関係団体等をメンバーとして組織する「えひめの食ブランディング連絡会」の運営を補佐するほか、会議が円滑に実施できるよう、会場のセッティングや進捗状況の報告、資料作成などのサポートを行うこと。

（5）関連イベントとの連携

イベント期間中に機構や市町、民間団体等が実施する「食」に関するイベントを関連イベントとして位置付け、効果的な連携を図ることで、双方の誘客促進や発信力の向上につなげること。なお、イベント連携に当たり必要な経費が生じた際は、本業務委託内にて対応すること。

（6）効果測定

上記業務の結果を取りまとめ、事業目的に基づく実施効果を分析し、機構に報告すること。

（7）その他

上記業務以外の追加提案については、別途協議の上、決定するものとする。また、契約後、当該業務の目的に沿うものであって、効果的と双方が判断した場合には、業務内容を予算の範囲内で変更する場合がある。

<想定スケジュール>

	(1) イベント開催	(2) インバウンド	(3) プロモーション	(4) 連絡会
4月	委託事業者公募・選定開始			
5月	企画提案書提出・審査・契約締結			
6月		支援窓口開設準備・サポート隊募集開始		第1回会議 (概要決定)
7月				
8月	参加者募集 食材・メニュー選定等	セミナー・相談会	デジタルを活用したPR	第2回会議 (PR等検討)
9月		支援窓口対応・サポート隊訪問開始		
10月				
11月		特設HP開設	パブリシティ Web広告 旅行サイト 航空会社PR	第3回会議 (開催準備)
12月	ブース出展者確定	カード配布 バーコード設置		
1月				第4回会議 (最終調整)
2月	イベント・フェア実施			
3月	事業終了・実績報告			第5回会議 (振り返り等)

6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について機構と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して機構に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、機構の検査を受けること。
- (3) 機構は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

7 再委託の可否

- (1) 受託者は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明らかにした書面により機構の承諾を得たときはこの限りでない。

- (2) (1)により、受託者が再委託を行う場合は、機構は当該再委託に伴う再委託先の行為をすべて受託者の行為とみなし、受託者に対して契約上の責任を問うことができる。

8 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から機構に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が受領又は閲覧した資料等は、機構の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについては疑義がある場合は、機構に協議すること。

10 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、機構と協議を重ねながら実施すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて機構と協議の上処理するものとする。
- (3) 感染症の感染拡大や大規模災害等、不測の事態が発生した場合には、契約締結後、事業内容及び契約金額を変更する可能性がある。